

労働者にとっての働き方の改革を！④ 「改正労基法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ！

「改正労働基準法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ（『申第34号』）について、要求項目4と要求の根拠を、前回に引き続き明らかにします。

4. 乗務員等の規程の訂正等は、労働時間外に行わせず**訓練時間などで行うか、超過勤務として労働時間の管理を徹底すること。**



乗務員が携帯している規程類は、業務に必要なものです。規程に変更が生じて規程の訂正を行わなければならない時、皆さんはやむを得なく自分の時間（労働時間外）で行っていませんか？

本来、規程の訂正は、業務上必要な物を直すのですから、**労働時間の中で直すもの**ではないでしょうか？ 労働時間外に規程の訂正を行うのが当たり前と言うなら、それは**サービス残業**を認めることになるのではないのでしょうか？

会社は「時間管理の徹底」とよく言いますが、ならば私たちも「**労働時間管理の徹底**」と、会社に求めなくてはならないでしょう。今回の労基法改正は、年次有給休暇の取得だけではなく、企業に対して、労働者への正しい労働時間管理の徹底と、労働環境の確保を求めたものではないかと考えています。だからこそ今、当たり前に行われていたサービス残業である規程の訂正などに要する作業時間を労働時間とすることを、JR東海労は会社に要求しました。

業務の時間は、労働時間が当たり前です！